

津山市の施策紹介



津山市ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進アドバイザー派遣事業

津山市では、仕事と生活の両立をはじめとしたワーク・ライフ・バランスの実現および女性活躍推進に取り組む企業に対して「アドバイザー」を無料で派遣し、それぞれの企業のニーズにあったご相談に応じています。

1 派遣の対象となる企業

- ・従業員数が300人以下の津山市内に事業所を有する事業者
- ・津山市内に事業所を有する3事業所以上の任意のグループ

2 アドバイザーの業務（相談例）

- ・各種両立支援・助成制度の情報提供と活用の支援
- ・就業規則の整備及び見直しの助言
- ・職場環境の整備に向けた提案
- ・社内研修
- ・セミナーの開催 など

3 派遣回数：1申請者につき、年度内3回まで。1グループにつき、年度内1回まで。

4 アドバイザー派遣に係る費用：無料（アドバイザー派遣に係る謝礼金を市が負担）

津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度

仕事と生活の両立や男女がともに働きやすい職場環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を「津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、その取組事例を広く紹介することにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進を応援しています。

1 対 象

ワーク・ライフ・バランスや男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組み、その成果を上げている市内に事業所を有する企業。

2 認定要件

次の各分野についての取組内容が基準に達している場合に認定します。

- (1)【子育て支援分野】仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいること。
- (2)【介護支援分野】仕事と介護の両立支援に積極的に取り組んでいること。
- (3)【雇用環境整備分野】時間外労働の削減や有給休暇の取得促進など、働き方を見直し、男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいること。
- (4)【地域活動支援分野】仕事と地域活動の両立支援や地域貢献活動に積極的に取り組んでいること。
- (5)【その他】就業規則等を策定していること。

3 認定について

(1)認定の可否を審査します。

認定の証として「津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」を交付します。

(2)認定企業を広くPRします。

市の広報紙等で公表するほか、市ホームページに取り組み内容をはじめ、企業紹介を掲載します。

現在認定企業は次のページをご覧ください。<http://www.city.tsuyama.lg.jp/index2.php?id=5402>

(3)認定期間は3年間です。